小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、地震発生時における電気に起因する住宅からの出火を防止するため、感震ブレーカーを新たに購入し、その居住する住宅に設置する者に補助金を交付することに関し、予算の範囲内で小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、小美玉市補助金等交付規則（18平成年小美玉市規則41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示において、感震ブレーカーとは、一定以上の地震の揺れを感知した場合に電力供給を遮断し、火災を防ぐ機器であって、分電盤タイプ、簡易タイプ又はコンセントタイプのものをいう。

（補助の対象）

第３条　補助金の交付の対象となる者は、交付申請時において、本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

（１）次のいずれかに該当する者であること。

ア　個人で市内に住宅を所有し、当該住宅に居住又は居住を予定している住宅に感震ブレーカーを設置しようとするもの。

イ　個人で市内に自らが居住するために新築する者であって、当該住宅に感震ブレーカーを設置しようとするもの。

（２）店舗・倉庫でない居住用の建物であること（店舗併用住宅など、住宅部分がある場合は除く）。

（３）賃貸物件でない建物であること。

（４）市税の滞納がない者

（５）同一世帯に属する全員が小美玉市暴力団排除条例（平成23年小美玉市条例第26号）第２条第３項に規定する暴力団員等でないこと。

（６）法人でないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる感震ブレーカーの区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものの購入及び設置に要した費用とする。

（１）分電盤タイプ　一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付き住宅用分電盤（ＪＷＤＳ０００７付２）の規格で定める構造及び機能を有するもの。

（２）簡易タイプ又はコンセントタイプ　感震ブレーカーの性能評価ガイドラインに定める性能評価に基づき、一般社団法人日本消防設備安全センターの認証を有す

るもの。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、前条の補助対象経費に３分の２を乗じた額とし、総額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとし、５万円を上限とする。

（交付の回数）

第６条　補助金の交付は、１世帯につき１回限りとする。

（交付の申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、感震ブレーカーを購入する前（契約を伴う場合は契約締結前）までに市長に申請しなければならない。

（１）設置しようとする感震ブレーカーの購入及び設置に係る見積書等の写し

（２）規格の適合が確認できるもの

（３）同意書（納税状況確認）

（４）その他市長が必要と認める書類

２　申請者は、自己及び同居の親族以外が所有する建物に居住している場合は、当該所有者の承諾を得なければならない。

（交付の決定）

第８条　市長は、申請者から前条第1項の規定による申請があった場合は、当該申請を審査し、補助金の交付決定をしたときは、速やかに小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に通知するものとする。

（変更の承認等）

第９条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該補助対象事業の内容を変更しようとするときは、小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金変更承認申請書（様式第３号）により、市長が必要と認める書類を添えて申請し、その承認を受けなければならない。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を精査し、小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金変更等承認（不承認）通知書（様式第４号）により、交付決定者に通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第10条　交付決定者は、当該補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金中止（廃止）届出書（様式第５号）を速やかに市長に提出し、指示を受けなければならない。

（実績の報告）

第11条　交付決定者は、感震ブレーカーの設置が完了したときは、直ちに小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金実績報告書（様式第６号）に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（１）感震ブレーカーの設置に要した費用の領収書の写し

（２）感震ブレーカーの設置前及び設置後の写真

（３）その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による報告書は、感震ブレーカーの設置の完了の日から起算して１か月を経過した日又は当該年度の２月末日までのいずれか早い日までに提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条　市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金確定通知書（様式第７号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条　交付決定者は、小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付請求書（様式第８号）により、市長に請求しなければならない。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、当該請求に係る補助金を交付決定者に交付するものとする。

（交付の決定の取消し）

第14条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金交付決定取消通知（様式第９号）により補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

（２）補助金を目的外に使用したとき。

（３）補助金対象機器を譲渡又は転売したとき。

（４）この告示の規定に違反したとき。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、小美玉市感震ブレーカー設置促進事業補助金返還命令書（様式第10号）により、返還を命ずることができる。

（免責）

第15条　この告示に基づく補助金の交付は、感震ブレーカーの設置により地震発生時の家屋の出火及び延焼から生命及び財産を守ることを保証するものではなく、被害が発生しても市はその責任を負わない。

（調査等）

第16条　市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

（その他）

第17条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、交付の日から施行する。